

令和 8 年度 市民税・県民税の税額計算等について

1. 市民税・県民税（森林環境税を含む）が課税されるかた

令和 8 年 1 月 1 日時点で、青森市に住民票があるかたは納税義務者になります。このため令和 8 年 1 月 2 日以降に他の自治体へ転出された場合であっても、令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税は青森市に納めることとなります。

令和 8 年度市民税・県民税・森林環境税の税額は、令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの所得を基に算定されます。

2. 市民税・県民税が課税されないかた

- ①均等割も所得割も課税されないかた
- 生活保護法による生活扶助を受けているかた
 - 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が 135 万円以下のかた
 - 前年の合計所得金額が、次の額以下のかた
 - ・扶養親族のなかた 41.5 万円
 - ・扶養親族のあるかた 31.5 万円×（本人＋扶養人数）＋10 万円＋18.9 万円
- ②所得割が課税されないかた
- 前年の総所得金額等が、次の額以下のかた
- ・扶養親族のなかた 45 万円
 - ・扶養親族のあるかた 35 万円×（本人＋扶養人数）＋10 万円＋32 万円

均等割非課税基準早見表

	本人のみ	本人＋扶養1人	本人＋扶養2人	本人＋扶養3人	本人＋扶養4人
給与収入	1,065,000円以下	1,569,000円以下	1,884,000円以下	2,327,999円以下	2,779,999円以下
年金収入（65歳未満）	1,015,000円以下	1,592,000円以下	2,012,000円以下	2,432,000円以下	2,852,000円以下
年金収入（65歳以上）	1,515,000円以下	2,019,000円以下	2,334,000円以下	2,649,000円以下	2,964,000円以下
合計所得金額	415,000円以下	919,000円以下	1,234,000円以下	1,549,000円以下	1,864,000円以下

所得割非課税基準早見表

	本人のみ	本人＋扶養1人	本人＋扶養2人	本人＋扶養3人	本人＋扶養4人
給与収入	1,100,000円以下	1,770,000円以下	2,215,999円以下	2,715,999円以下	3,215,999円以下
年金収入（65歳未満）	1,050,000円以下	1,860,000円以下	2,326,666円以下	2,793,333円以下	3,260,000円以下
年金収入（65歳以上）	1,550,000円以下	2,220,000円以下	2,570,000円以下	2,920,000円以下	3,270,000円以下
合計所得金額	450,000円以下	1,120,000円以下	1,470,000円以下	1,820,000円以下	2,170,000円以下

3. 税額の計算方法

- 個人の市民税・県民税は、均等割と所得割からなります。それぞれの額は次のとおり計算します。
- また、市民税・県民税と併せて、森林環境税（国税）が課税されます。
- ・均等割額 市民税：3,000 円 県民税：1,000 円
 - ・所得割額 課税所得金額（前年中の所得金額－所得控除額）×税率（市 6%、県 4%）－税額控除額
 - ・森林環境税（国税） 1,000 円

4. 所得の種類と計算方法

所得金額は、次表のとおり算出します。なお、市民税・県民税・森林環境税は前年中（令和 7 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の所得を基に計算します。したがって、退職された場合でも、前年中の所得によって、同税が課税されます。

種類	要件・控除額																
特定親族 特別控除	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれたかたで、控除対象親族に該当しない、生計を一にする親族の前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の場合、控除額は下記のとおりです。																
	<table><tr><th>特定親族の合計所得金額（円）</th><th>納税者の控除額</th></tr><tr><td>580,001 ～ 950,000</td><td>45万円</td></tr><tr><td>950,001 ～ 1,000,000</td><td>41万円</td></tr><tr><td>1,000,001 ～ 1,050,000</td><td>31万円</td></tr><tr><td>1,050,001 ～ 1,100,000</td><td>21万円</td></tr><tr><td>1,100,001 ～ 1,150,000</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,150,001 ～ 1,200,000</td><td>6万円</td></tr><tr><td>1,200,001 ～ 1,230,000</td><td>3万円</td></tr></table>	特定親族の合計所得金額（円）	納税者の控除額	580,001 ～ 950,000	45万円	950,001 ～ 1,000,000	41万円	1,000,001 ～ 1,050,000	31万円	1,050,001 ～ 1,100,000	21万円	1,100,001 ～ 1,150,000	11万円	1,150,001 ～ 1,200,000	6万円	1,200,001 ～ 1,230,000	3万円
	特定親族の合計所得金額（円）	納税者の控除額															
	580,001 ～ 950,000	45万円															
	950,001 ～ 1,000,000	41万円															
	1,000,001 ～ 1,050,000	31万円															
	1,050,001 ～ 1,100,000	21万円															
	1,100,001 ～ 1,150,000	11万円															
1,150,001 ～ 1,200,000	6万円																
1,200,001 ～ 1,230,000	3万円																
基礎控除	前年の合計所得金額が2,500万円以下の場合、控除額は下記のとおりです。 ①前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合・・・43万円 ②前年の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の場合・・・29万円 ③前年の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の場合・・・15万円																
	雑損控除 前年中に災害などにより資産について損失を受けた場合、①と②のいずれか多い方の金額が控除額となります。 ①（損失額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等×1.0%） ②災害関連支出の金額－5万円																
	医療費控除 医療費控除として、①か②のどちらか一方を受けられます。 ①通常の医療費控除 （支払った医療費）－（保険金等で補てんされる金額）－（総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額） ※控除上限額は200万円 ②セルフメディケーション税制 （特定一般用医薬品等の購入費）－（保険金等で補てんされる金額）－（12,000円） ※控除上限額は88,000円																

6. 税額控除の種類と計算方法

種類	要件・控除額																												
調整控除	平成19年度に行われた所得税から個人住民税への税源移譲に伴い生じる人的控除差額に起因する負担増を調整するため、所得割額から一定の金額が控除されます。 ①課税所得金額が200万円以下の場合は、控除額は下記のとおりです。 ・人的控除額の差額の合計 ・課税所得金額 のいずれか少ない金額×5% ②課税所得金額が200万円超の場合は、控除額は下記のとおりです。 人的控除額の差額の合計－（課税所得金額－200万円） ※計算した控除額が5万円未満になる場合は、控除額は5万円になります。 ※合計所得金額が2,500万円超の場合、調整控除の適用はありません。																												
寄附金控除	所得税の控除対象となる寄附金で、個人住民税の控除対象寄附金に該当する場合、個人住民税の所得割から控除されます。 ①基礎控除分 都道府県・市区町村、特定の法人に寄附した場合、控除額は下記のとおりです。 ・寄附金の合計額 ・総所得金額等の30% のいずれか少ない金額－2,000円×10%（市6%・県4%） ②特例控除分 市区町村及び都道府県への寄附については、前述の①基礎控除分に加え、次の計算式で算定される金額を上乗せして控除額とします。なお、特例控除額は、所得割額の20%が限度です。 （都道府県・市区町村に対する寄附金の合計－2,000円）×表1の割合（市3/5・県2/5） ③申告特例控除分 ワンストップ特利制度を利用した場合、前述の①基礎控除分、及び②特例控除分に加え、次の計算式で算定される金額を上乗せして控除額とします。 特例控除分×表2の割合（市3/5・県2/5） 表1 特例控除分の計算で用いる割合 <table><tr><th>課税総所得金額－人的控除額の差額</th><th>割合</th></tr><tr><td>195万円以下</td><td>84.895%</td></tr><tr><td>195万円超 ～ 330万円以下</td><td>79.79%</td></tr><tr><td>330万円超 ～ 695万円以下</td><td>69.58%</td></tr><tr><td>695万円超 ～ 900万円以下</td><td>66.517%</td></tr><tr><td>900万円超 ～ 1,800万円以下</td><td>56.307%</td></tr><tr><td>1,800万円超 ～ 4,000万円以下</td><td>49.16%</td></tr><tr><td>4,000万円超</td><td>44.055%</td></tr></table> 表2 申告特例控除分の計算で用いる割合 <table><tr><th>課税総所得金額－人的控除額の差額</th><th>割合</th></tr><tr><td>195万円以下</td><td>5.105/84.895</td></tr><tr><td>195万円超 ～ 330万円以下</td><td>10.21/79.79</td></tr><tr><td>330万円超 ～ 695万円以下</td><td>20.42/69.58</td></tr><tr><td>695万円超 ～ 900万円以下</td><td>23.483/66.517</td></tr><tr><td>900万円超</td><td>33.693/56.307</td></tr></table>	課税総所得金額－人的控除額の差額	割合	195万円以下	84.895%	195万円超 ～ 330万円以下	79.79%	330万円超 ～ 695万円以下	69.58%	695万円超 ～ 900万円以下	66.517%	900万円超 ～ 1,800万円以下	56.307%	1,800万円超 ～ 4,000万円以下	49.16%	4,000万円超	44.055%	課税総所得金額－人的控除額の差額	割合	195万円以下	5.105/84.895	195万円超 ～ 330万円以下	10.21/79.79	330万円超 ～ 695万円以下	20.42/69.58	695万円超 ～ 900万円以下	23.483/66.517	900万円超	33.693/56.307
課税総所得金額－人的控除額の差額	割合																												
195万円以下	84.895%																												
195万円超 ～ 330万円以下	79.79%																												
330万円超 ～ 695万円以下	69.58%																												
695万円超 ～ 900万円以下	66.517%																												
900万円超 ～ 1,800万円以下	56.307%																												
1,800万円超 ～ 4,000万円以下	49.16%																												
4,000万円超	44.055%																												
課税総所得金額－人的控除額の差額	割合																												
195万円以下	5.105/84.895																												
195万円超 ～ 330万円以下	10.21/79.79																												
330万円超 ～ 695万円以下	20.42/69.58																												
695万円超 ～ 900万円以下	23.483/66.517																												
900万円超	33.693/56.307																												

所得の種類		所得金額の求め方																							
営業等	小売業、卸売業、サービス業、建築業などの事業や漁業などによる所得	収入金額－必要経費＝所得金額																							
農業	米・野菜・花・果樹などの栽培、生産による所得	※ 必要経費の具体例としては、給料賃金や、減価償却費（建物や車両など）、租税公課（自動車税や固定資産税など）、水道光熱費、車両関連費（ガソリン代や運賃など）、通信費（電話料や切手代など）、損害保険料（火災保険料や自動車の損害保険料など）、消耗品費などがあります。																							
不動産	貸家や貸駐車場などによる所得																								
利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得	収入金額＝所得金額																							
配当	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子＝所得金額																							
給与	給与や賞与、賞金などによる所得	収入金額－給与所得控除額＝給与所得																							
		●給与所得の算出方法																							
		<table><tr><th>給与収入（A）</th><th colspan="2">給与所得（C）</th></tr><tr><td>～ 650,000</td><td colspan="2">0円</td></tr><tr><td>650,001～1,900,000</td><td colspan="2">A－650,000</td></tr><tr><td>1,900,001～3,600,000</td><td>A÷4,000〔CUT〕</td><td>B×0.7-80,000</td></tr><tr><td>3,600,001～6,600,000</td><td>×4,000＝B</td><td>B×0.8-440,000</td></tr><tr><td>6,600,001～8,500,000</td><td>A×0.9－1,100,000</td><td></td></tr><tr><td>8,500,001～</td><td>A－1,950,000</td><td></td></tr></table>		給与収入（A）	給与所得（C）		～ 650,000	0円		650,001～1,900,000	A－650,000		1,900,001～3,600,000	A÷4,000〔CUT〕	B×0.7-80,000	3,600,001～6,600,000	×4,000＝B	B×0.8-440,000	6,600,001～8,500,000	A×0.9－1,100,000		8,500,001～	A－1,950,000		
給与収入（A）	給与所得（C）																								
～ 650,000	0円																								
650,001～1,900,000	A－650,000																								
1,900,001～3,600,000	A÷4,000〔CUT〕	B×0.7-80,000																							
3,600,001～6,600,000	×4,000＝B	B×0.8-440,000																							
6,600,001～8,500,000	A×0.9－1,100,000																								
8,500,001～	A－1,950,000																								
※ 所得金額調整控除・・・下記に該当する場合、算出した給与所得から、以下の調整額を控除します。																									
①給与等の収入金額が850万円を超え、次のaからcのいずれかに該当する場合																									
a 納税者本人が特別障害者に該当する場合																									
b 23歳未満の扶養親族を有する場合																									
c 特別障害者に該当する同一生計配偶者、または扶養親族がいる場合																									
【調整額】（給与等の収入金額（上限1,000万円）－850万円）×10%																									
②給与所得と公的年金等所得の双方があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合																									
【調整額】給与所得控除後の給与等の金額（上限10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（上限10万円）－10万円（①と②の両方に該当する場合は、①の控除後に②の金額を控除します。）																									
雑	公的年金等	収入金額－公的年金等控除額＝公的年金等の雑所得の金額																							
		●公的年金等雑所得の算出方法																							
		<table><tr><th colspan="2">65歳未満の方（昭和36年1月2日以後に生まれたかた）</th><th colspan="2">65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれたかた）</th></tr><tr><th>年金収入（D）</th><th>公的年金等の雑所得（E）</th><th>年金収入（D）</th><th>公的年金等の雑所得（E）</th></tr><tr><td>～ 600,000</td><td>0円</td><td>～ 1,100,000</td><td>0円</td></tr><tr><td>600,001～1,300,000</td><td>D－600,000</td><td>1,100,001～3,300,000</td><td>D－1,100,000</td></tr><tr><td>1,300,001～4,100,000</td><td>D×0.75－275,000</td><td>3,300,001～4,100,000</td><td>D×0.75－275,000</td></tr><tr><td>4,100,001～7,700,000</td><td>D×0.85－685,000</td><td>4,100,001～7,700,000</td><td>D×0.85－685,000</td></tr></table>		65歳未満の方（昭和36年1月2日以後に生まれたかた）		65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれたかた）		年金収入（D）	公的年金等の雑所得（E）	年金収入（D）	公的年金等の雑所得（E）	～ 600,000	0円	～ 1,100,000	0円	600,001～1,300,000	D－600,000	1,100,001～3,300,000	D－1,100,000	1,300,001～4,100,000	D×0.75－275,000	3,300,001～4,100,000	D×0.75－275,000	4,100,001～7,700,000	D×0.85－685,000
65歳未満の方（昭和36年1月2日以後に生まれたかた）		65歳以上の方（昭和36年1月1日以前に生まれたかた）																							
年金収入（D）	公的年金等の雑所得（E）	年金収入（D）	公的年金等の雑所得（E）																						
～ 600,000	0円	～ 1,100,000	0円																						
600,001～1,300,000	D－600,000	1,100,001～3,300,000	D－1,100,000																						
1,300,001～4,100,000	D×0.75－275,000	3,300,001～4,100,000	D×0.75－275,000																						
4,100,001～7,700,000	D×0.85－685,000	4,100,001～7,700,000	D×0.85－685,000																						
※ 公的年金等収入金額の合計が770万円超の場合は、上記算出方法と異なります。																									
業務	原稿料、印税、シェアリングエコノミーなどによる所得	収入金額－必要経費＝所得金額																							
その他	生命保険の年金（個人年金保険）などによる所得	収入金額－必要経費＝所得金額																							
総合課税	営業権、漁業権、書画などの資産の譲渡から生ずる所得	収入金額－取得費・必要経費－特別控除額50万円＝所得金額																							
一時	生命保険の一時金や懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金など一時的な所得	収入金額－必要経費－特別控除額50万円＝所得金額																							

5. 所得控除の種類と計算方法

所得控除は、納税者に同一生計配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる臨時的な出費があるかどうかなどの個人的事情を考慮して、納税者の税負担軽減のため、所得金額から差し引くことになっています。

種類	要件・控除額																																							
社会保険料控除	前年中に社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療制度に係る保険料及び介護保険料など）を支払った場合、実際に支払った金額が控除額となります。																																							
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金又は企業型年金加入者掛金を支払った場合、実際に支払った金額が控除額となります。																																							
生命保険料控除	前年中に生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合、控除額は下記のとおりです。 <table><tr><th colspan="2">新契約の場合</th><th colspan="2">旧契約の場合</th></tr><tr><th>支払保険料（円）</th><th>控除額（円）</th><th>支払保険料（円）</th><th>控除額（円）</th></tr><tr><td>1～12,000</td><td>支払保険料全額</td><td>1～15,000</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>12,001～32,000</td><td>支払保険料×1/2+6,000</td><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料×1/2+7,500</td></tr><tr><td>32,001～56,000</td><td>支払保険料×1/4+14,000</td><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料×1/4+17,500</td></tr><tr><td>56,001～</td><td>一律 28,000</td><td>70,001～</td><td>一律 35,000</td></tr></table> ※ 新旧契約の保険料をあわせて控除とする場合は上限が28,000円となります。 ※ 新旧あわせて計算したよりも、旧契約のみで計算したほうが有利な場合、旧契約のみで控除を受けることにより、35,000円を限度に控除が可能です。	新契約の場合		旧契約の場合		支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）	1～12,000	支払保険料全額	1～15,000	支払保険料全額	12,001～32,000	支払保険料×1/2+6,000	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500	32,001～56,000	支払保険料×1/4+14,000	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500	56,001～	一律 28,000	70,001～	一律 35,000															
新契約の場合		旧契約の場合																																						
支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）																																					
1～12,000	支払保険料全額	1～15,000	支払保険料全額																																					
12,001～32,000	支払保険料×1/2+6,000	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500																																					
32,001～56,000	支払保険料×1/4+14,000	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500																																					
56,001～	一律 28,000	70,001～	一律 35,000																																					
地震保険料控除	前年中に地震保険料又は旧長期損害保険料を支払った場合、控除額は下記のとおりです。 <table><tr><th colspan="2">地震保険契約の場合</th><th colspan="2">旧長期損害保険契約の場合</th><th rowspan="3">左記の両方の契約がある場合 控除額（円）</th></tr><tr><th>支払保険料（円）</th><th>控除額（円）</th><th>支払保険料（円）</th><th>控除額（円）</th></tr><tr><td>1～50,000</td><td>支払保険料×1/2</td><td>1～5,000</td><td>支払保険料全額</td></tr><tr><td>50,001～</td><td>一律 25,000</td><td>5,001～15,000</td><td>支払保険料×1/2+2,500</td><td rowspan="2">それぞれ求めた控除額の合計 ※上限額は25,000</td></tr><tr><td></td><td></td><td>15,001～</td><td>一律 10,000</td></tr></table>	地震保険契約の場合		旧長期損害保険契約の場合		左記の両方の契約がある場合 控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）	1～50,000	支払保険料×1/2	1～5,000	支払保険料全額	50,001～	一律 25,000	5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500	それぞれ求めた控除額の合計 ※上限額は25,000			15,001～	一律 10,000																	
地震保険契約の場合		旧長期損害保険契約の場合		左記の両方の契約がある場合 控除額（円）																																				
支払保険料（円）	控除額（円）	支払保険料（円）	控除額（円）																																					
1～50,000	支払保険料×1/2	1～5,000	支払保険料全額																																					
50,001～	一律 25,000	5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500	それぞれ求めた控除額の合計 ※上限額は25,000																																				
		15,001～	一律 10,000																																					
寡婦控除	①夫と死別して（又は生死不明）、その後婚姻していないかたで、以下の全てに該当する場合は、控除額は26万円となります。 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと ②夫と離婚した後婚姻していないかたで、以下の全てに該当する場合は、控除額は26万円となります。 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・前年の総所得金額等が58万円以下の子以外の扶養親族を有すること ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと																																							
ひとり親控除	現に婚姻していないかた、又は配偶者の生死の明らかでないかたのうち、以下の全てに該当する場合は、控除額は30万円となります。 ・前年の合計所得金額が500万円以下であること ・前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有すること																																							
勤労学生控除	本人が学生で前年の合計所得金額が85万円以下、かつ、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合、控除額は26万円となります。																																							
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族を含む）が障害者の場合、障害者1人につき控除額は26万円（特別障害者の場合は30万円）となります。 同居している同一生計配偶者又は扶養親族（年少扶養親族を含む）が特別障害者の場合は、1人につき23万円加算され、控除額は53万円となります。																																							
配偶者控除	生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円以下の場合、控除額は下記のとおりです。 <table><tr><th colspan="4">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>配偶者の生年月日</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>昭和31年1月2日以降</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>昭和31年1月1日以前</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table> ※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者控除の適用はありません。	納税者本人の合計所得金額				配偶者の生年月日	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	昭和31年1月2日以降	33万円	22万円	11万円	昭和31年1月1日以前	38万円	26万円	13万円																							
納税者本人の合計所得金額																																								
配偶者の生年月日	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																					
昭和31年1月2日以降	33万円	22万円	11万円																																					
昭和31年1月1日以前	38万円	26万円	13万円																																					
配偶者特別控除	控除対象配偶者に該当しない、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が58万円超133万円以下の場合、控除額は下記のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2">配偶者の合計所得金額（円）</th><th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>580,001～1,000,000</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,000,001～1,050,000</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>1,050,001～1,100,000</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>1,100,001～1,150,000</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>1,150,001～1,200,000</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>1,200,001～1,250,000</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>1,250,001～1,300,000</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>1,300,001～1,330,000</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table> ※ 納税者本人の合計所得金額が1,000万円超の場合、配偶者特別控除の適用はありません。	配偶者の合計所得金額（円）	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	580,001～1,000,000	33万円	22万円	11万円	1,000,001～1,050,000	31万円	21万円	11万円	1,050,001～1,100,000	26万円	18万円	9万円	1,100,001～1,150,000	21万円	14万円	7万円	1,150,001～1,200,000	16万円	11万円	6万円	1,200,001～1,250,000	11万円	8万円	4万円	1,250,001～1,300,000	6万円	4万円	2万円	1,300,001～1,330,000	3万円	2万円	1万円
配偶者の合計所得金額（円）	納税者本人の合計所得金額																																							
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																					
580,001～1,000,000	33万円	22万円	11万円																																					
1,000,001～1,050,000	31万円	21万円	11万円																																					
1,050,001～1,100,000	26万円	18万円	9万円																																					
1,100,001～1,150,000	21万円	14万円	7万円																																					
1,150,001～1,200,000	16万円	11万円	6万円																																					
1,200,001～1,250,000	11万円	8万円	4万円																																					
1,250,001～1,300,000	6万円	4万円	2万円																																					
1,300,001～1,330,000	3万円	2万円	1万円																																					
扶養控除	生計を一にする親族の前年の合計所得金額が58万円以下の場合、控除額は下記のとおりです。 <table><tr><td>一般の扶養親族 （昭和31年1月2日から平成15年1月1日に生まれたかた） （平成19年1月2日から平成22年1月1日に生まれたかた）</td><td>1人につき 33万円</td></tr><tr><td>特定扶養親族 （平成15年1月2日から平成19年1月1日に生まれたかた）</td><td>1人につき 45万円</td></tr><tr><td>老人扶養親族 （昭和31年1月1日以前に生まれたかた）</td><td>1人につき 38万円</td></tr><tr><td>同居老親等親族 （老人扶養親族のうち、納税義務者やその配偶者の直系尊属で、納税義務者やその配偶者との同居を営んでいるかた）</td><td>1人につき 45万円</td></tr></table>	一般の扶養親族 （昭和31年1月2日から平成15年1月1日に生まれたかた） （平成19年1月2日から平成22年1月1日に生まれたかた）	1人につき 33万円	特定扶養親族 （平成15年1月2日から平成19年1月1日に生まれたかた）	1人につき 45万円	老人扶養親族 （昭和31年1月1日以前に生まれたかた）	1人につき 38万円	同居老親等親族 （老人扶養親族のうち、納税義務者やその配偶者の直系尊属で、納税義務者やその配偶者との同居を営んでいるかた）	1人につき 45万円																															
一般の扶養親族 （昭和31年1月2日から平成15年1月1日に生まれたかた） （平成19年1月2日から平成22年1月1日に生まれたかた）	1人につき 33万円																																							
特定扶養親族 （平成15年1月2日から平成19年1月1日に生まれたかた）	1人につき 45万円																																							
老人扶養親族 （昭和31年1月1日以前に生まれたかた）	1人につき 38万円																																							
同居老親等親族 （老人扶養親族のうち、納税義務者やその配偶者の直系尊属で、納税義務者やその配偶者との同居を営んでいるかた）	1人につき 45万円																																							